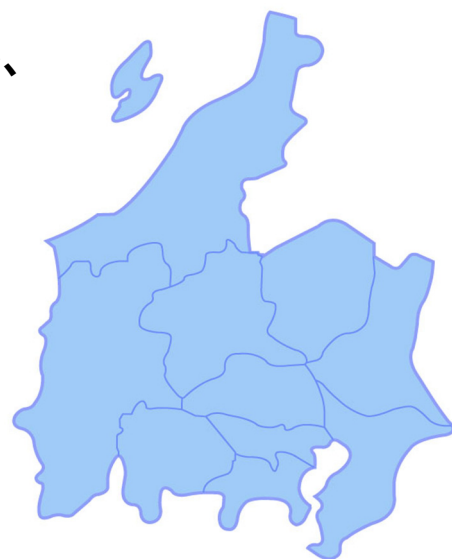


地域と歩み、希望ある社会を次世代へ



関東財務局のごあんない

私たちは、財政、金融、国有財産などの業務を通じ、
一都九県における地域の声に耳を傾け、
自らの能力向上に努めながら、
地域の課題解決に貢献し、
希望ある社会を次世代に引き継いでいきます。



財務局は、 地域社会と財務省・金融庁をつなぐ「かけはし」です

地域経済、我が国経済の健全な発展に貢献し、
安心して豊かな社会の実現を目指す



財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁からの事務委任を受け、地域に根差し、財政や国有財産、金融等に関する施策を実施します。その際、地域と連携しつつ、組織としての総合力を発揮して、地域貢献に取り組みます。

さらに、財務省と金融庁の施策を広報するとともに、地域の声や経済の実態を本省庁に伝達し、効果的な施策の形成に寄与します。こうした取組を通じて、地域経済、ひいては我が国経済の健全な発展に貢献し、安心して豊かな社会の実現を目指します。

関東財務局について

関東財務局は、経済の中核機能や産業が集中し、大規模な国有財産が多数存在する首都圏を中心とした関東甲信越地区の一都九県を管轄しており、財政、金融・証券及び国有財産に関する諸行政の実施に当たるとともに、当地域の経済情勢等の動向を把握して、財務省・金融庁の施策に反映させるなど、地域の皆様の暮らしに密接に関連する仕事をしております。

埼玉県さいたま市に本局を置き、各都県に財務事務所があるほか、東京都立川市、神奈川県横須賀市、茨城県つくば市に出張所を置いています。

これから関東財務局が具体的にどのような仕事をしているのか、また皆様の暮らしにどのようにかかわっているのか、紹介させていただきます。

全国の財務局



関東財務局



関東財務局の業務



1. 財政 P3

- (1) 国の予算に関する仕事
- (2) 地方公共団体への資金貸付に関する仕事

2. 国有財産 P4～5

- (1) 国有財産に関する仕事
- (2) 行政財産の総合調整
- (3) 普通財産の管理処分
- (4) 国有財産の情報コーナー

3. 金融・証券等 P6～8

- (1) 銀行・信用金庫・信用組合の監督・検査
- (2) 少額短期保険業者等の監督・検査
- (3) 貸金業者の監督・検査
- (4) 前払式支払手段発行者等の監督・検査
- (5) 金融商品取引業者等の監督
- (6) 金融商品取引等の監視に関する仕事
- (7) 金融経済教育に関する仕事
- (8) 公認会計士試験の実施
- (9) 外為法に基づく対内直接投資審査制度に関する仕事
- (10) 企業内容等の開示に関する仕事
- (11) たばこ・塩に関する仕事

4. 経済調査 P8

- ・経済調査に関する仕事

5. 広報・相談 P9～10

- (1) 講師派遣
- (2) 財政教育プログラム
- (3) 借金でお悩みの方のご相談
- (4) 関東財務局SNS公式アカウント

6. 地域連携活動 P10

- (1) 地域活性化サロン
- (2) 地域の課題・ニーズに応じた取組

1. 財政に関する仕事

国の予算に関する仕事

財務局:主計第1・2課

財務局では、国民生活とかかわりの深い、国の予算の編成及び執行に必要な調査等を行っています。

○災害復旧事業の査定立会

台風・豪雨や地震等により被害を受けた、河川・道路等の公共施設や農業用施設などを早期に復旧し、住民生活の安定を図るため、現地に出向いて災害復旧の費用を決定しています。



災害発生



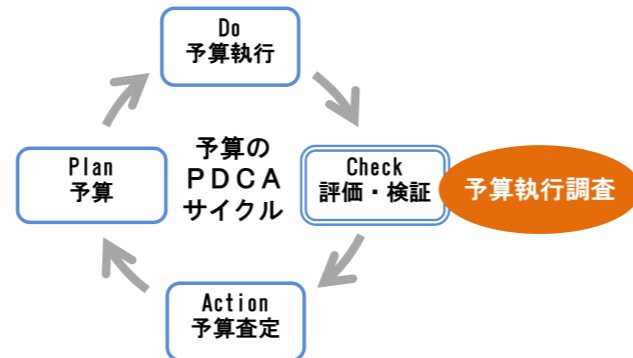
国庫負担申請
(地方公共団体の長)



災害査定立会(災害復旧事業費決定)

○予算執行調査

予算執行調査は、予算のPDCAサイクルにおける、C(チェック)・A(アクション)機能を強化し、予算への的確に反映させる取組みのひとつです。具体的には、
(1) 予算が効果的・効率的に執行されているか
(2) 事業のコストが効果に見合っているか
(3) 他の事業との重複はないか
といった点を調べています。



財務局:融資課
財務事務所:財務課

地方公共団体への資金貸付に関する仕事

地方公共団体が学校、病院の建設や上・下水道、廃棄物処理施設等の生活関連施設の整備などに資金が必要な場合、国が財投債で金融市場から調達した資金を「財政融資資金」として地方公共団体に貸し付ける仕事を行っており、豊かで住み良い社会環境づくりに協力しています。

また、財政融資資金の貸し手の立場から償還確実性を確認するとともに、地方公共団体の財政規律の向上を促すため財務状況把握を行っています。



ピアザ☆ふじみ(出張所等公共施設整備)
(富士見市)



フレンドシップ・ハイツよしみ(再生整備)
(吉見町)

財政融資資金地方資金貸付残高
(令和7年3月末現在)
関東財務局管内合計
9兆8,666億円

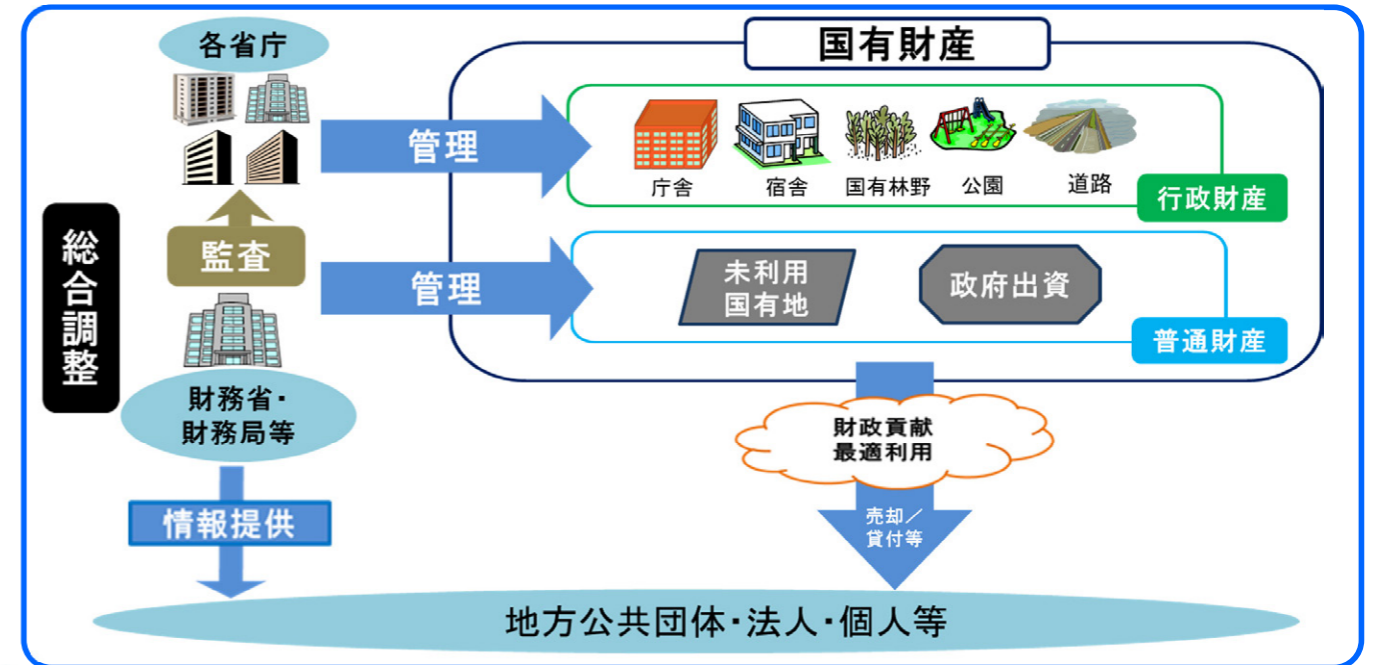
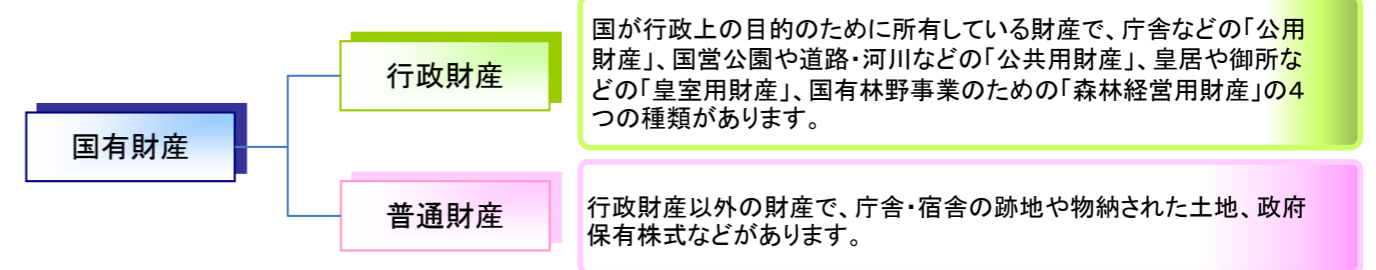
2. 国有財産に関する仕事

財務局:管財第1・2部各課・官
財務事務所:出張所:管財課(東京:管財第1・2課)
統括国有財産管理官
(水戸・宇都宮・千葉・東京・横浜)

国有財産に関する仕事

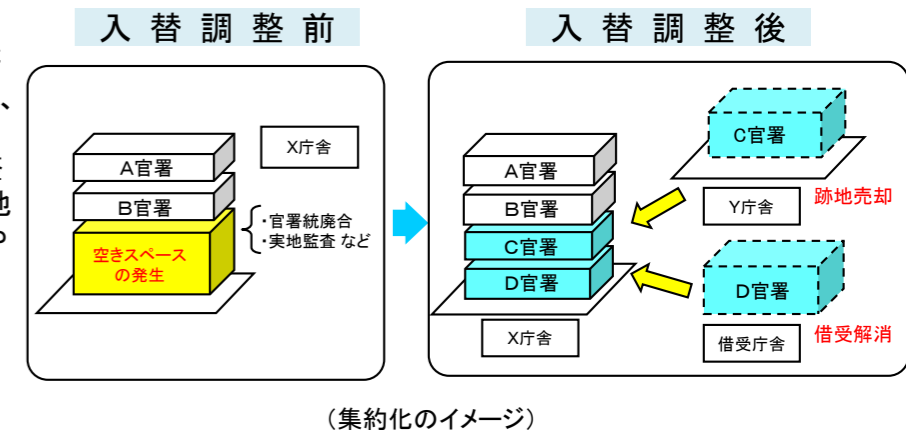
国民共有の財産である国有財産は、適正な方法により管理・処分する必要があります。国として保有する必要のないものについては売却などを通じ国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズを踏まえ、個々の財産に応じた最適な利用を図っています。

○国有財産は、次の2つに分類されます。



行政財産の総合調整

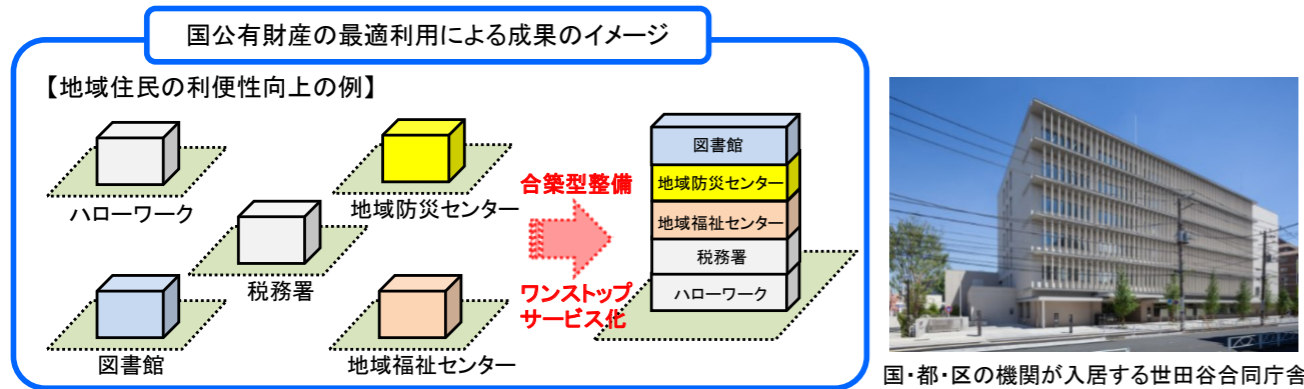
国の機関が使用している庁舎や宿舍等の行政財産について、使用状況を監査し、効率的に使用されるよう各省庁と協議のうえ、総合的な調整を行っています。調整の結果、不要となった跡地については、地域の公的需要を踏まえ、地方公共団体や社会福祉法人へ売却や貸付を行ったり、一般競争入札により売却することで歳入確保を図るなど、国有財産の有効活用を図っています。



(集約化のイメージ)

○エリアマネジメント(国公有財産の最適利用)

近年、国も地方も公的施設の耐震化や老朽化への対応が求められるなか、その集約・再編・活性化に向けて、国有財産の総括機関である財務局が地方公共団体と連携しながら、公的施設の効率的な再編・最適化を図っています。



普通財産の管理処分

○地域や社会のニーズを優先した管理処分

国の庁舎・宿舍跡地や相続税物納財産など未利用の国有財産のうち、国が保有する必要のないものについては、地方公共団体等からの利用要望を受けて公園・学校・社会福祉施設などの公的施設のために優先的に売却や貸付けを行っており、特に、待機児童解消や介護離職ゼロに向けて、保育所・介護施設整備に国有地を積極的に活用しています。

また、大規模な財産については、地方公共団体と連携し、地域の最適利用を図るための利用方針を策定し、「まちづくり」に貢献する管理処分を行っています。

今後も管理処分の多様化を図り、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進し、地域や社会に貢献していきます。

○一般競争入札による売却

公的な利用要望のない未利用の国有財産については、定期的に「一般競争入札」を実施して個人や企業の皆様に積極的に売却し、国の財政収入に貢献しています。

○旧里道・水路等の処分

機能を喪失した旧里道・水路(法定外公共物)や畦畔・脱落地等で単独利用できない財産について、居住者や隣接土地所有者の方などに売却する業務も行っています。



借楽園(茨城県水戸市)
(茨城県に対し公園敷地として無償貸付)

竹の子保育園(埼玉県新座市)
(新座市に対し保育園敷地として有償貸付(定期借地))

中野四季の都市(まち)
[警察大学校跡地]

一般競争入札の様相

国有財産の情報コーナー

関東財務局ホームページでは、「国有財産の概要」、「国有地の購入を検討されている方へ」、「国有地の利用を検討されている方へ」などの情報を提供しています。関東財務局管内の「現在公示中の一般競争入札物件」や「すぐに購入できる物件」情報などが簡単に検索できますので、ご利用ください。



国有財産の情報コーナー

3. 金融・証券等に関する仕事

銀行・信用金庫・信用組合の監督・検査

預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るために、銀行・信用金庫・信用組合等に対して、業務の適正な運営が行われるよう監督・検査を行っています。また、取引先への金融仲介機能が適切に発揮されるように、金融機関による円滑な資金供給、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援や事業承継・M&A支援等の取組を促進します。



事業者支援スキルアップゼミ

少額短期保険業者等の監督・検査

保険契約者等の保護を図るために、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理店等に対して、業務の適切な運営等が行われるよう監督・検査を行っています。

貸金業者の監督・検査

消費者金融等を利用される方の利益の保護を図るために、貸金業者に対して、業務の適正な運営が行われるよう監督・検査を行っています。(財務局は都県をまたがる業者を監督、都県は都県内の業者を監督します)

前払式支払手段発行者等の監督・検査

資金決済に関するサービスの適切な実施や利用者保護等を図るために、キャッシュレス決済等の前払式支払手段発行者・資金移動業者や、暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者に対して、業務の適正な運営が行われるよう監督・検査を行っています。

財務局:金融監督第1~3課
金融調整官
検査総括課、審査業務課、検査指導官
特別・統括金融証券検査官
財務事務所:理財課(東京:理財第1~2課)

関東財務局管内	
地域金融機関数	
地域銀行	21
信用金庫	72
信用組合	49
合計	142
(令和7年9月末現在)	

財務局:金融監督第4課
検査総括課、審査業務課、検査指導官
特別・統括金融証券検査官
財務事務所:理財課(東京:理財第3課)

関東財務局管内	
少額短期保険業者登録数	90
(令和7年9月末現在)	

財務局:金融監督第5課
検査総括課、審査業務課、検査指導官
特別・統括金融証券検査官
財務事務所:理財課(東京:理財第4課)

関東財務局管内	
貸金業者登録数	121
(令和7年9月末現在)	

財務局:金融監督第6課
検査総括課、審査業務課、検査指導官
特別・統括金融証券検査官
財務事務所:理財課(東京:理財第5課)

関東財務局管内	
前払式支払手段発行者	
届出・登録数	895
資金移動業者 登録数	75
暗号資産交換業者 登録数	26
電子決済手段等取引業者	
登録数	1
(令和7年9月末現在)	

金融商品取引業者等の監督

投資者の保護を図るため、金融商品取引業者(証券会社、FX業者、投資運用業者、投資助言・代理業者、信託受益権販売業者、ファンド業者など)、適格機関投資家等特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、登録金融機関、金融商品仲介業者、高速取引行為者、投資法人に対して、業務の適切な運営が行われるよう監督を行っています。
また、近年被害が多発している金融商品の取引を名目とした詐欺的な投資勧誘の被害防止に向けて、悪質業者に対し違法な行為を直ちにやめるよう警告書の発出・公表を行っています。

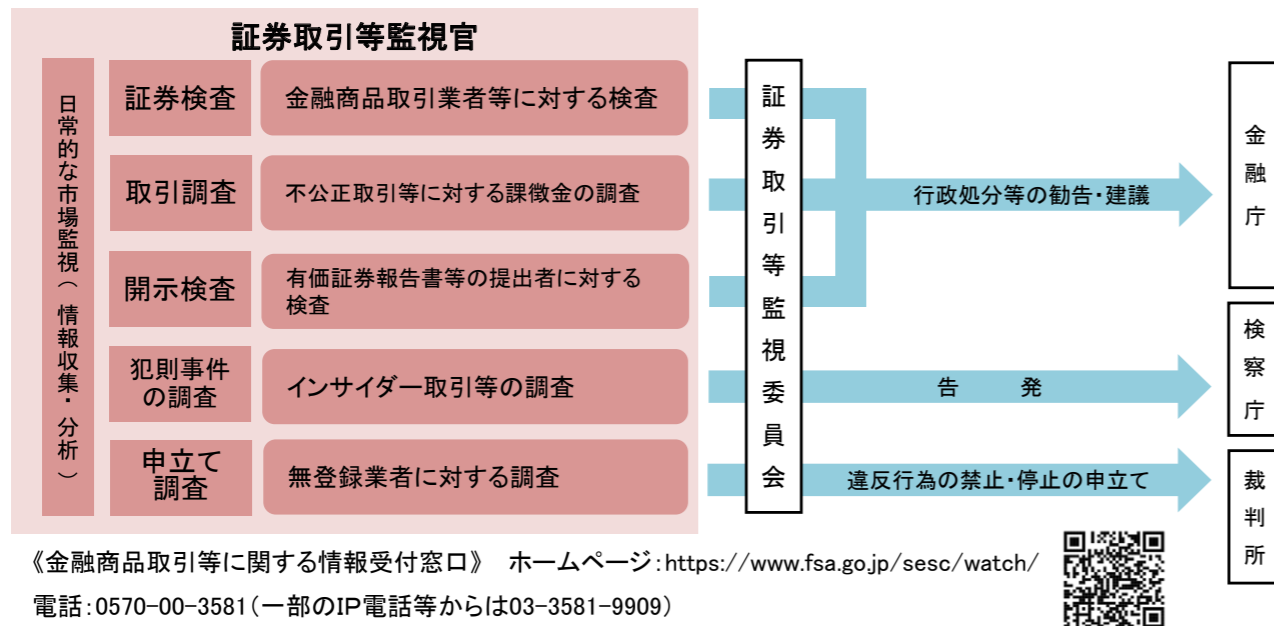
財 務 局:証券監督第1~3課
財務事務所:理財課(東京:理財第6~8課)

関東財務局管内
金融商品取引業者数 1,191
適格機関投資家等
特例業務届出者数 4,029
登録金融機関数 255
金融商品仲介業者数 343
投資法人数 118
(令和7年9月末現在)

金融商品取引等の監視に関する仕事

証券取引等監視委員会の総括の下、証券取引等監視官は「市場の番人」として、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護するため、証券検査、取引調査、開示検査、犯則事件の調査などを行っています。

財 務 局:証券取引等監視官



財 務 局:金融総括課
金融監督第5、6課
証券監督第2課
財務事務所:理財課
(東京:理財(総括、第1~8)課)

金融経済教育に関する仕事

金融経済教育推進機構(J-FLEC)の講師派遣事業等の周知活動のほか、当局も金融経済教育に関するイベント・セミナー等を実施し、金融リテラシーの普及・向上に努めています。
また、特殊詐欺等金融犯罪被害が増加傾向にあるなか、地方公共団体、消費者センター、警察当局と情報共有・連携を図り、SNS等を活用した注意喚起広報活動を行うなど、被害の未然防止に取り組んでいます。



親子で学ぶ!
金融学習パスツアー



金融トラブル防止
のためのブース出展



J-FLECホームページ
二次元コード



詐欺被害の未然防止に
に向けた注意喚起動画

動画は
こちら↓



公認会計士試験の実施

企業内容の適切な開示について社会的要請が一段と強まるなか、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類の監査に携わる公認会計士の公共的使命がますます大きくなっています。
この公認会計士になるための国家試験を実施しています。



公認会計士試験風景

財 務 局:理財第1課



公認会計士試験実施情報
(公認会計士・監査審査会HP)

外為法に基づく対内直接投資審査制度に関する仕事

政府全体として経済安全保障政策を推進するなか、外為法の投資審査制度においては、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することなどを防ぐため、外国投資家が一定の事業を営む日本の企業に対して一定の投資を行う場合に事前届出を求め審査を行っています。
財務局では、制度について、セミナー等を通じた周知活動に努めているほか、相談窓口や、情報提供窓口を設置しています。



制度の概要等はコチラから

財 務 局:理財第2課
統括証券監査官

企業内容等の開示に関する仕事

投資者の保護に資するため、上場会社などから提出される企業の財務内容などが記載された有価証券報告書や、上場会社の株式を大量に保有する者から提出される大量保有報告書などをEDINET(電子開示システム)により受理し、審査しています。これらの書類は一定期間、インターネットを利用して閲覧することができます。



EDINETトップページ

財 務 局:理財第3課
財務事務所:財務課

たばこ・塩に関する仕事

製造たばこに係る租税収入の安定確保及び国民経済の健全な発展に資するため、たばこの小売販売業の許可や卸売販売業の登録を行っています。
また、良質な塩の国内への供給量を適切に把握し、安定的な供給を図るため、塩の製造業や卸売業の登録等を行っています。



4. 経済調査に関する仕事

経済調査に関する仕事

財務省の政策立案に役立たせるため、関東財務局管内の経済情勢を継続的に調査し、「管内経済情勢報告」として取りまとめて財務省に報告しているほか、多くの企業からご協力をいただいて「法人企業統計調査」や「法人企業景気予測調査」を実施しています。
これらの調査結果は、記者発表や当局ホームページを通じて公表しており、地域の皆様に幅広くご利用いただいています。

財 務 局:経済調査課
財務事務所:財務課



財務大臣への報告(財務局長会議)

管内経済情勢報告	企業ヒアリングや経済指標の調査・分析を継続的に行い、政策立案に役立てています。
法人企業統計調査	企業の財務状況を包括的に把握するための調査を行っています。調査結果は、国民経済計算の作成などに活用されています。
法人企業景気予測調査	景況判断や企業収益などを把握することにより、経済の現状や今後の見通しを得るための調査を行っています。調査結果は、政府の月例経済報告の判断材料などに活用されています。

5. 広報・相談に関する仕事

財務省・金融庁の施策や財務局の仕事についてご理解いただき、皆様からのご意見を行政運営に反映させるため、各地での講演等を行っているほか、各種パンフレットの作成・配布、所管行政に関する相談等の受付も行っています。

財務局：財務広報相談室
財務事務所：総務課

講師派遣

市町村が主催する講演会や研修会、学校の授業などに職員を講師として派遣し、皆様にお役立ていただける旬な情報をお届けしています。経済、財政、金融・証券、国有財産などの話をお聞きになりたいというご希望がございましたら、お気軽にご相談下さい。なお、講演料・交通費などの負担は一切不要です。



大学寄附講義

講演テーマ例

- 日本の財政の現状について
- 家計管理・資産形成等に関する基礎知識や金融トラブルの未然防止
- 最近の関東甲信越地域の経済
- ご存知ですか？国有財産

照会先 財務広報相談室 048(600)1092
お近くの財務事務所・出張所でも講師派遣を受け付けております。



社会人向けマネー講座

財政教育プログラム

小・中・高校生へのニュートラルな主権者教育の一環として、日本の財政について興味を持ってもらい、財政を自分たちに関わる問題として捉え、自分たちの国の未来について考え、判断できる知識を育むための授業を行っています。

タブレット端末等ICT機器を活用したグループワーク(アクティブラーニング)を取り入れることにより、主体的・対話的で深い学びを促します。



小学生向けの授業

借金でお悩みの方のご相談

専門の知識を有する相談員による多重債務相談窓口を設置し、借金でお悩みの方の相談を受け付けています。相談窓口では、相談員が丁寧にお話を伺い、解決に結びつくアドバイスや情報提供をし、必要に応じて法律の専門家等につないでいます。

ご相談は電話又は面談で受け付けております(匿名可)。早めの相談が解決への近道ですので、まずは最寄りの以下の相談窓口にご連絡下さい。相談は無料です。

- | | | | |
|------------|------------------|----------|------------------|
| ○関東財務局(埼玉) | 048(600)1113(直通) | ○東京財務事務所 | 03(5842)7475(直通) |
| ○水戸財務事務所 | 029(221)3190(直通) | ○横浜財務事務所 | 045(633)2335(直通) |
| ○宇都宮財務事務所 | 028(633)6294(直通) | ○新潟財務事務所 | 025(281)7508(直通) |
| ○前橋財務事務所 | 027(221)4495(直通) | ○甲府財務事務所 | 055(253)2269(直通) |
| ○千葉財務事務所 | 043(251)7830(直通) | ○長野財務事務所 | 026(234)2970(直通) |

関東財務局SNS公式アカウント

X
@MOF_LFB_KANTO



X (地域連携・広報)
@MOF_LFB_KANTO_C



Instagram



Facebook



YouTube



6. 地域連携活動

関東財務局では、地域の方々の生活の安定・向上及び地域経済の持続的な発展に貢献するため、以下の方針のもと、「地域連携」活動を推進しています。

<関東財務局の地域連携の取組み(令和7年9月8日公表)より抜粋>

「基本方針」

- ◆ 職員一人ひとりが地域に関心を持ち、貢献する意識を高める
- ◆ 所掌業務等を通じて、地域の声に耳を傾け、課題把握に努める
- ◆ 地域課題の解決に貢献できるよう、職員の能力向上を図る
- ◆ 組織内外での連携を強化し、課題解決に取り組む

「主な取組分野」

- ①地域経済活性化
- ②地域の脱炭素化
- ③財政・金融に関する知識普及
- ④災害対応

地域活性化サロン

地域経済の中長期的課題とその解決策について、企業の代表者や有識者による自由闊達な情報・意見交換を行う場として、各都県において「地域活性化サロン」を主催しています。



さいたま活性化サロン

地域の課題・ニーズに応じた取組

財務局が持つネットワークを活かし、関東経済産業局等と連携して、事業者の課題解決に資する各種セミナー等を開催しています。

また、地方公共団体との協働連携等にも取り組んでいます。



経済安全保障セミナー



地方公共団体の若手職員との政策立案の交流



団体の抱える課題への解決支援としての勉強会



地域金融機関向け人材関連施策活用セミナー(経済産業局等との共催)

ご案内

関東財務局 〒330-9716
さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館

水戸財務事務所 〒310-8566
水戸市北見町1番4号
☎029(221)3188(代表)

筑波出張所 〒305-0031
つくば市吾妻1丁目12番1号 筑波合同庁舎
☎029(851)2160

宇都宮財務事務所 〒320-8532
宇都宮市桜3丁目1番10号
☎028(633)6221(代表)

前橋財務事務所 〒371-0026
前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎
☎027(221)4491(代表)

千葉財務事務所 〒260-8607
千葉市中央区椿森5丁目6番1号
☎043(251)7211(代表)

東京財務事務所 〒113-8553
文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎
☎03(5842)7011(代表)

立川出張所 〒190-8575
立川市緑町4番地2 立川地方合同庁舎
☎042(524)2195(代表)

横浜財務事務所 〒231-8412
横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎
☎045(681)0931(代表)

横須賀出張所 〒238-8535
横須賀市新港町1番地8 横須賀地方合同庁舎
☎046(823)1047

新潟財務事務所 〒950-8623
新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館
☎025(281)7501(代表)

甲府財務事務所 〒400-0031
甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎
☎055(253)2261(代表)

長野財務事務所 〒380-0846
長野市旭町1108番地 長野第2合同庁舎
☎026(234)5123(代表)



財務省関東財務局



<https://lfb.mof.go.jp/kantou/>

関東財務局ダイヤルイン番号

	課名	ダイヤルイン番号
監査 総務部	統括証券検査官	048-600-1215
	統括証券取引審査官	048-600-1268
	総務課	048-600-1078
	(情報公開・個人情報保護)	048-600-1079
	人事課	048-600-1081
	会計課	048-600-1085
	厚生課	048-600-1088
	業務管理課	048-600-1093
	経済調査課	048-600-1161
	財務広報相談室	048-600-1092
	合同庁舎管理官	048-600-1110
	研修課	048-600-1221
	主計第1課	048-600-1100
主計第2課	048-600-1104	
主計第3課	048-600-1108	
理財第1課	048-600-1117	
理財第2課	048-600-1119	
理財第3課	048-600-1121	
統括証券監査官①	048-600-1122	
統括証券監査官②	03-3502-9461	
(管轄区域：東京都)		
統括証券監査官③	03-3502-9463	
(管轄区域：東京都)		
統括証券監査官④	03-3502-9462	
(管轄区域：東京都)		
統括証券監査官⑤	048-600-1107	
金融総括課	048-600-1144	
検査総括課	048-600-1130	
審査業務課	048-600-1130	
検査指導官	048-600-1130	
特別金融証券検査官	048-600-1130	
統括金融証券検査官	048-600-1130	
金融監督第1課	048-600-1146	
金融監督第2課	048-600-1148	
金融監督第3課	048-600-1243	
金融監督第4課	048-600-1288	
金融監督第5課	048-600-1151	
金融監督第6課	048-600-1152	
金融調整官	048-600-1275	
証券監督第1課	048-600-1154	
証券監督第2課	048-600-1156	
証券監督第3課	048-600-1293	
融資課	048-600-1158	
管財総括第1課	048-600-1168	
管財総括第2課	048-600-1171	
管財総括第3課	048-600-1201	
管財総括第4課	048-600-1205	
(第1) 国有財産調整官	048-600-1274	
(第2) 国有財産調整官	048-600-1208	
(第1) 統括国有財産管理官	048-600-1207	
(第2) 統括国有財産管理官	048-600-1210	
(第3) 統括国有財産管理官	048-600-1211	
(第4) 統括国有財産管理官	048-600-1206	
特別・統括国有財産監査官	048-600-1195	
審理第1課	048-600-1181	
審理第2課	048-600-1185	
訟務課	048-600-1192	
(第3) 国有財産調整官	048-600-1184	
(第4) 国有財産調整官	048-600-1213	
(第5) 統括国有財産管理官	048-600-1187	
(第6) 統括国有財産管理官	048-600-1179	
(第7) 統括国有財産管理官	048-600-1177	
(第8) 統括国有財産管理官	048-600-1212	
首席国有財産鑑定官	048-600-1198	

担当課が不明な場合は、下記へおかけ下さい。(9:00~18:00)
☎048(600)1111(代表) (18時以降はテープ案内になります。)

このパンフレットは、令和8年4月現在のものです。